

島根原子力発電所 1号機廃止措置計画に係る市の対応について

1. 1号機の廃止措置に係る主な経過

期 日	内 容
平成27年 4月30日	中国電力㈱が1号機の営業運転を終了
平成28年 4月28日	中国電力㈱が廃止措置計画に係る事前了解願いを県及び松江市に提出
平成28年 6月27日	出雲市が県に対し、中国電力㈱による原子力規制委員会への廃止措置計画認可申請を了解する旨回答
平成28年 7月 1日	県が中国電力㈱に対し、原子力規制委員会への廃止措置計画認可申請を了解する旨回答
平成28年 7月 4日	中国電力㈱が原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請
平成29年 2月10日	出雲市、安来市及び雲南市が中国電力㈱との間で「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成29年 4月19日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
平成29年 7月 7日	出雲市が県に対し、中国電力㈱による廃止措置の実施を了解する旨回答
平成29年 7月11日	県が中国電力㈱に対し、廃止措置の実施を了解する旨回答
平成29年 7月28日	中国電力㈱が廃止措置（第1段階）を開始
令和 5年 8月 8日	中国電力㈱が第2段階の着手に向け、廃止措置計画の変更に係る事前了解願いを県及び松江市に提出、出雲市を含む周辺自治体には事前報告を実施

2. 1号機の廃止措置計画変更に係る市の対応

令和5年8月8日に中国電力㈱から報告があり、また同日付で県から意見照会のあった1号機の廃止措置計画変更については、当初の申請・認可時と同様に、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会及び原子力安全顧問会議の意見を踏まえ、県及び中国電力㈱に対し、出雲市の意見を提出します。

【参考資料 1】

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第 5 条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成 29 年 2 月 10 日

甲 出雲市

乙 安来市

丙 雲南市

丁 中国電力株式会社



島原本企第3号
2023年8月8日

出雲市長
飯塚俊之様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る
原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）及び全体工程について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2017年7月から島根原子力発電所1号機の廃止措置作業に着手し、第1段階として主に管理区域外の屋外設備の解体撤去等を進めておりますが、このたび、第2段階として原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に実施する作業計画の策定及び廃止措置全体工程の見直しを行いました。

つきましては、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第1項第3号の規定に基づき、廃止措置計画変更認可申請書（案）を添えてご報告いたします。

当社といたしましては、引き続き島根原子力発電所1号機の着実な廃止措置作業の実施を目指して取り組んでまいるとともに、廃止措置計画に対するご回答の際にご要請を頂いております事項につきましても、今後もしっかりと対応してまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書（案）

【参考資料 3】

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定について下記のとおり確認する。

記

- 1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（１）から（３）の手続を経ることとする。

- (1) 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- (2) 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- (3) 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

- 2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第 11 条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。

- 3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第 12 条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。

平成 25 年 10 月 29 日

令和 3 年 10 月 15 日一部改正

甲 島根県

乙 出雲市

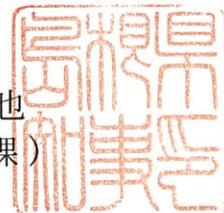
安来市

雲南市



出雲市長 飯塚 俊之 様

島根県知事 丸山 達也
(防災部原子力安全対策課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく手続きについて（依頼）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更につきまして、本日、
中国電力㈱から本県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等
に関する協定」第6条に基づく事前了解願いの提出がありました。

本件の事前了解判断に当たっては、今後、住民団体の代表も参加する安全
対策協議会、専門家である原子力安全顧問、県議会や貴市をはじめとする関
係自治体などのご意見を伺ったうえで、判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協
定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願い
いたします。

【参考資料 5】

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく県からの意見照会への回答について

平成29年4月19日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所1号機廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

1. 中国電力株式会社に求める事項

(1) 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- ① 計画第1段階である6年間は、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- ② 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- ③ 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

(2) 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- ① 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- ② 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- ③ 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- ④ クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

(3) プラント全体としての安全性の向上に関すること

- ① 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- ② 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- ③ 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- ④ 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまでにない作業であることから、細心の注意を図ること。

(4) 情報提供に関すること

- ① 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- ② 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- ③ 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 周辺自治体の意見の反映に関すること
 - ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度を創設すること。
 - ② 新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に検査すること。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物に関すること
 - ① 高レベル放射性廃棄物について、国の責任として、適切に最終処分場を選定すること。
 - ② 低レベル放射性廃棄物（L1）に係る規制基準等について、早急に確立すること。
- (4) 原子力防災対策に関すること
 - ① 万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者等が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整、支援すること。
 - ② 原子力防災に関する関係自治体への支援の充実を図ること。